

宮城県放射光利用実地研修事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内企業の研究開発を支援し、イノベーションの創出及び競争力強化を図るため、放射光施設の利用経験が少ない事業者を対象に施設を体験・利用してもらう「放射光利用実地研修」(以下「本研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に事業所を置く法人で、研究開発・製品開発を実施する者
- (2) その他知事が認める団体

(申込)

第3 本研修の受講を希望する事業者等は、知事が別に定める日までに、研修受講申込書兼補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(受講決定)

第4 知事は、前条の規定による申込があったときは、審査により受講の可否を決定し、通知するものとする。

- 2 前項の審査は、別に定める審査要領に則り行うものとする。

(受講の要件)

第5 前条の規定により受講が決定した者(以下「受講者」という。)は、放射線業務従事者教育訓練講習会の受講及び特殊健康診断(電離放射線健康診断)を受診した上で、本研修を受講するものとする。

- 2 受講者は、研修で使用する試料について事前に選定を受けた上で、本研修を受講するものとする。
- 3 受講者は、研修実施施設の利用に係る手続きを誠実に実施し、その指示に従うものとする。
- 4 受講者は、研修実施施設の利用承認がなされたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- 5 受講者は、研修終了後に県が実施する成果報告会に参加し、本研修の成果を報告するものとする。

(補助金)

第6 受講者は、宮城県放射光利用実地研修補助金交付要綱(以下、交付要綱という。)に定めるところにより補助金の交付を受けることができる。

- 2 その他、補助金に関する事項は交付要綱に定めるものとする。

(実績報告)

第7 受講者は、研修が完了した日から30日を経過した日又は研修実施日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、研修完了報告書兼補助金実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(受講決定の取り消し)

第8 知事は、第3条第1項に規定する書類に虚偽の記載があったとき、その他研修計画の推進が不適当と認められる事情が生じたときは、本研修に係る受講決定を取り消すことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。